

## 第4回協議会での主な意見等とそれに対する対応等

平成29年8月28日(月) 10:00～12:00 新宿区役所本庁舎5階大会議室  
(事務局)新宿区みどり土木部交通対策課

## ■第4回\_資料3\_参考資料2\_新宿区自転車等に関する骨子案の確認・計画の達成目標の設定について

番号	第4回協議会での主な意見等	意見等に対する対応等
①	「指標①-A 自転車通行環境の整備」という書き方をしているが、整備の「質」の部分も反映できる整備目標を検討していくことも必要ではないか。	<p>→区の自転車ネットワークの整備計画が出来ておらず、区としても具体的な整備目標、内容が見えていない部分がある。そのため、今後関係部署と協議を進めながら自転車ネットワークの整備計画を策定し、質の部分をもどのように反映できるのか検討していく。(資料2_P51の指標①-Aの部分で反映済)</p> <p>→素案では、指標①-Aを「自転車通行環境の整備路線数」に変更した。(資料2_P51の指標①-Aの部分で反映済)</p>
②	「指標③-B 自転車シェアリングの利用実績」について、区の目標として、どのくらいの台数、どれくらいのポート数を用意する目標があって、それに対して回転率をどのように設定するのが重要ではないか。	<p>→区内では、平成30年度末までにポートを100箇所設置することと、自転車を1,200台導入することを目指している。</p> <p>→「指標③-B 自転車シェアリングの利用実績」は、回転率4.0回転/日を目指す。(資料2_P53の指標③-Bの部分で反映済)</p>
③	計画の達成目標の、「目標2 適切に自転車が駐輪できる環境を実現します。」の鉄道事業者の役割として、「鉄道利用の駐輪に対する駐輪場の主体整備」と記載されている。これまでも鉄道事業者として、用地提供等を通じて整備に努めており、鉄道利用の駐輪場はある程度足りている旨の記載もある。そのため、役割としては、駐輪場の利用率の向上や、放置自転車の削減を目指す啓発活動等になるのではないか。	<p>→第4回でお出しした内容は、区条例の「鉄道事業者は、その鉄道の利用者のために、自ら自転車等駐輪場の設置に努めるとともに」という文言からもってきた。</p> <p>→ご意見を踏まえ、表現を修正した。(資料2_P52の指標②-Aと指標②-Bの部分で反映済)</p>
④	「指標①-A 自転車通行環境の整備」の行政の役割について、国としても甲州街道の自転車通行環境の整備等があるため、通行環境の整備を行う予定があるため、国も追記をしてほしい。	<p>→ご意見を踏まえ、表現を修正した。(資料2_P52の指標②-Aと指標②-Bの部分で反映済)</p>
⑤	東京都としても、新宿区内の都道において通行環境の整備を進める予定があるため、「指標①-A 自転車通行環境の整備」の行政の役割について追記願いたい。	
⑥	目標設定の項目や数値について、第4回の議論で確定してしまうのか。	<p>→第4回での議論を踏まえ、修正を行った。(資料2_P50からP54に記載)</p>

## ■第4回\_資料4\_協議を要する具体施策に関する取組内容の事項

番号	第3回協議会での主な意見等	意見等に対する対応等
⑦	附置義務駐輪場の議論は、区として、地域として、附置義務駐輪場をどのような考え方で見直していくのか、の考え方も大切である。まちの視点や、調査データに基づいた利用実態等、様々な観点からデータ整理等を進めることが大事である。	<p>→現在、まちづくり長期計画等も策定に向けて、準備が進められている。また、各地区のまちづくりの動きも出てきているため、関係部署とは調整を行いながら、整合を図っている段階である。</p>